

坂井市丸岡城観光情報センター指定管理者募集に係る質問回答書

令和7年9月16日

No.	質問項目	内容	回答
1	利用許可に関する業務について	本業務は、丸岡城観光情報センター条例第7条の使用料及び同条例第15条の利用料金のいずれについても利用許可(承認)業務が及ぶという認識でよいのか。	ご質問のとおりです。丸岡城観光情報センター条例第7条に規定される使用料及び第15条に規定される利用料金については、条例第16条により「市長」とある部分が「指定管理者」と読み替えられるため、指定管理者が利用許可(承認)業務を行うこととなります。
2	利用許可に関する業務について	仕様書に記載されている市又は教育委員会が主催、協賛するイベント等の特記事項や減免等は、使用料だけでなく利用料金にも適用されるものか。	市や教育委員会が主催・協力するイベント等においては、使用料・利用料金のいずれにも減免措置が適用されます。
3	坂井市丸岡城観光情報センター条例 利用料金について	丸岡城観光情報センター条例第15条の利用料金の定めについて、第2項の指定管理者において利用料金が定めることができる場所や範囲を教えてください。 (1)にぎわい交流スペース(カフェ・物販スペースを除く) (2)にぎわい交流スペース(カフェ・物販スペース) (3)展示室 (4)シアタールーム (5)外構エリア また、例えば「1㎡当たり100円」のような設定は可能か。	利用料金の設定が可能な場所は、条例第15条及び別表に基づき、有料施設として定められた範囲に限られます。 現時点では、別表に記載されている「会議室」が対象となっており、その他の施設については、条例上の有料施設としての位置づけがなされていないため、利用料金の設定はできません。 なお、「会議室」の料金設定は、条例の範囲内で市長の承認を得た上で可能です。
4	坂井市丸岡城観光情報センター条例 利用料金について	丸岡城観光情報センター条例第16条の規定により読み替えられたことにより、第7条に規定された会議室の利用料金についても指定管理者の収入とするという認識でよいのか。	ご質問のとおりです。坂井市丸岡城観光情報センター条例第15条において、「市長は、有料施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として収受させることができる」と規定されており、さらに第16条により、第7条の「市長」とある部分は「指定管理者」と読み替えることとされています。したがって、会議室の利用料金は、指定管理者の収入として収受することが可能です。